

【誤りやすい事例 ⑪ - 申告書第 13 表関係 - 】

お墓の購入費用に係る借入金

父（国税一郎）は、亡くなる1年前にお墓を350万円で購入していました。

なお、お墓の購入に当たっては〇〇銀行からの借入れにより代金を支払っており、相続開始日現在で220万円の借入金残高があります。

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	国税 一郎
1 債務の明細							第13表	
（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。） なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。								
債務の明細							負担することが確定した債務	
種類	細日	債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額	
銀行借入金	証書借入れ	〇〇銀行 △△支店	〇〇市△△町 3丁目1番1号	□・3・3 ■・3・3	2,200,000円	税務 幸子	2,200,000円	
合 計					2,200,000			
2 葬式費用の明細								
（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）								

誤

第13表に相続開始日現在の借入金残高220万円を記入しました。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	国税 一郎
1 債務の明細							第13表	
（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。） なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。								
債務の明細							負担することが確定した債務	
種類	細日	債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額	
合 計								
2 葬式費用の明細								
（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）								

正

生前に被相続人が購入したお墓の借入金など相続税の非課税財産に関する債務は、相続税の計算上、債務として差し引くことができません。

したがって、第13表には記入しません。

○ 相続財産の価額から差し引くことができる債務

相続財産の価額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものです。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

なお、被相続人が生前に購入したお墓については、相続税の課税価格に算入されない財産（非課税財産）であることから、その非課税財産の取得に係る未払金（債務）も相続税の課税価格の計算において差し引くことはできません。